

第75号議案

加東市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例制定の件

加東市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例

(加東市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 加東市立認定こども園条例（平成27年加東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前	改 正 後								
(名称及び位置) 第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>加東市立加東みらいこども園</td><td>加東市山国2001番地1</td></tr><tr><td>加東市立米田こども園</td><td>加東市上久米272番地2</td></tr></tbody></table>	名称	位置	加東市立加東みらいこども園	加東市山国2001番地1	加東市立米田こども園	加東市上久米272番地2	<table border="1"><tbody><tr><td>(1) 名称 加東市立加東みらいこども園</td></tr><tr><td>(2) 位置 加東市山国2001番地1</td></tr></tbody></table>	(1) 名称 加東市立加東みらいこども園	(2) 位置 加東市山国2001番地1
名称	位置								
加東市立加東みらいこども園	加東市山国2001番地1								
加東市立米田こども園	加東市上久米272番地2								
(1) 名称 加東市立加東みらいこども園									
(2) 位置 加東市山国2001番地1									

(加東市立へき地保育所条例の廃止)

第2条 加東市立へき地保育所条例(平成20年加東市条例第12号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年加東市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
[略]	[略]	[略]	[略]
学校薬剤師	年額 154,000円	学校薬剤師	年額 154,000円
保育所嘱託医	年額 138,000円(へき地保育所は1/2)	[略]	[略]
保育所嘱託歯科医	年額 40,000円	備考 [略]	
[略]	[略]		
備考 [略]			

備考 表中の[]の記載は注記である。

(加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

3 加東市職員の特殊勤務手当支給条例(平成18年加東市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 前	改 正 後
<p>(福祉業務手当)</p> <p>第4条 福祉業務手当は、<u>保育所</u>、認定こども園及び児童館の業務に従事する<u>保育士</u>、保育教諭及び厚生員に対して支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(福祉業務手当)</p> <p>第4条 福祉業務手当は、認定こども園及び児童館の業務に従事する保育教諭及び厚生員に対して支給する。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

第75号議案 要旨

加東市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例の制定（要旨）

1 制定理由

公立園の統合に当たり、加東市立米田こども園及び加東市立鴨川保育園を廃止するため所要の改正を行うものである。

2 制定内容

(1) 加東市立認定こども園条例の一部改正（第1条関係）

こども園の名称及び位置から加東市立米田こども園に関する事項を削ること。（第2条）

(2) 加東市立へき地保育所条例の廃止（第2条関係）

加東市立鴨川保育園の廃止に伴い、条例を廃止すること。

(3) 加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

加東市立鴨川保育園の廃止に伴い、保育所に関する事項を削ること。（別表）

(4) 加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正（附則第3項関係）

加東市立鴨川保育園の廃止に伴い、保育所及び保育士を削ること。（第4条）

3 施行期日 令和7年4月1日